改め、同表の備考第三号中「12」を「14」に、「8」を「10」に改め、同表の備考第九号中「第6条第4号」を「第61条第1号ニ」に、「連結計算書類」を「連結注記表」に改め、同表の備考第十七号中「16」を「18」に改め、同号を同表の備考第十九号とし、第十二号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の二号を加える。

12　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、連結注記表を作成する株式会社は、注記を要しない。

(1)　金融商品の状況に関する事項

(2)　金融商品の時価等に関する事項

13　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、連結注記表を作成する株式会社は、注記を要しない。

(1)　賃貸等不動産の状況に関する事項

(2)　賃貸等不動産の時価に関する事項

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の熱供給事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の熱供給事業会計規則別表第一及び別表第二の規定は、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度に係る財務計算に関する諸表については、適用しない。ただし、同日前に開始する事業年度に係る財務計算に関する諸表のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

○経済産業省環境省令第三号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条の二並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第五条及び第六条の規定に基づき、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣　小沢　鋭仁

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「〇・五一〇」を「〇・五〇二」に改め、同条第十項中「〇・〇二八」を「〇・〇一四」に改め、同条第十四項第三号中「一・七七」を「一・七二」に改め、同項第五号中「二・六九」を「二・七七」に改め、同項第七号中「〇・七五九」を「〇・七七五」に改める。

第四条第三項第一号イ中「〇・〇〇三七」を「〇・〇〇一四」に改め、同条第十一項第一号中「〇・一〇」を「〇・一一」に改め、同項第二号中「〇・〇六七」を「〇・〇六六」に改め、同条第十五項第二号中「〇・〇〇〇〇三七」を「〇・〇〇〇〇二八」に改め、同条第十八項を削り、同条第十九項中「第五欄」を「第三欄」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項から第二十九項までを一項ずつ繰り上げる。

第五条第五項第二号中「〇・〇〇四二」を「〇・〇〇三二」に改め、同条第九項各号を次のように改める。

一　野菜　〇・〇〇九七
二　水稲　〇・〇〇四九
三　果樹　〇・〇〇九七
四　茶樹　〇・〇四六
五　ばれいしょ　〇・〇〇九七
六　飼料作物　〇・〇〇九七
七　麦　〇・〇〇九七
八　そば　〇・〇〇九七
九　豆類　〇・〇〇九七
十　かんしょ　〇・〇〇九七
十一　桑　〇・〇〇九七
十二　たばこ　〇・〇〇九七
十三　工芸農作物（第四号及び前二号に掲げるものを除く。）　〇・〇〇九七

第六条第一項中「〇・〇〇六六」を「〇・〇〇四九」に改め、同条第二項第一号中「〇・〇〇二五」を「〇・〇〇五〇」に改め、同項第二号中「〇・〇〇二〇」を「〇・〇〇一九」に改め、同条第三項第一号中「〇・〇〇〇〇〇〇三五」を「〇・〇〇〇〇〇〇二五」に改め、同条第四項中「ロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一〇」を「ロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一七」に、「〇・〇〇〇〇〇一四」を「〇・〇〇〇〇〇一一」に改め、同条第六項第一号中「〇・〇二八」に改める。

第七条第一項第一号中「〇・〇〇〇三一」を「〇・〇〇〇三〇」に改め、同項第二号中「〇・〇〇〇三一」を「〇・〇〇〇〇三〇」に改める。

第八条第一項中「〇・〇一七」を「〇・〇一九」に改め、同条第二項中「〇・〇五〇」を「〇・〇二七」に改める。

別表第一の一の項中「二十八・九」を「二十九・〇」に改め、同表の二の項中「二十六・六」を「二十五・七」に改め、同表の三の項中「二十七・二」を「二十六・九」に改め、同表の四の項中「三十・一」を「二十九・四」に改め、同表の五の項中「三十五・六」を「二十九・九」に改め、同表の七の項中「四十一・九」を「四十・九」に改め、同表の一一の項中「三十四・一」を「三十三・六」に改め、同表の一四の項中「三十八・二」を「三十七・七」に改め、同表の一六の項中「四十一・七」を「四十一・九」に改め、同表の一七の項中「五十・二」を「五十・八」に、「〇・〇一六三」を「〇・〇一六一」に改め、同表の一九の項中「五十四・五」を「五十四・六」に改め、同表の二〇の項中「四十・九」を「四十三・五」に改め、同表の二二の項中「〇・〇二六六」を「〇・〇二六三」に改め、同表の二四の項中「四十一・一」を「四十四・八」に、「〇・〇一三八」を「〇・〇一三六」に改める。

別表第二の一の項中「二・四」を「二・三」に改め、同表の二の項中「三・三」を「二・八」に改め、同表の三の項中「二・三」を「二・二」に改め、同表の七の項中「二・一」を「二・二」に改める。

別表第三の四の項中「〇・七五九」を「〇・七七五」に改める。

別表第五の一の項中「二十八・九」を「二十九・〇」に改め、同表の二の項中「二十六・六」を「二十五・七」に改め、同表の三の項中「二十七・二」を「二十六・九」に改め、同表の四の項中「三十・一」を「二十九・四」に改め、同表の五の項中「三十五・六」を「二十九・九」に改め、同表の一一の項中「四十一・九」を「四十・九」に改め、同表の一五の項中「三十四・一」を「三十三・六」に改め、同表の一八の項中「三十八・二」を「三十七・七」に改め、同表の二〇の項中「四十一・七」を「四十一・九」に改め、同表の二三の項中「五十・二」を「五十・八」に改め、同表の二五の項中「五十四・五」を「五十四・六」に改め、同表の二六の項中「四十・九」を「四十三・五」に改め、同表の三〇の項中「四十一・一」を「四十四・八」に改める。

別表第六の一の項中「〇・九〇」を「〇・二六」に改め、同表の二の項中「〇・九八」を「〇・二六」に改める。